

消費税率引上げに伴う当院の対応 について

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、当院における特別室料金、予防接種料金、文書料など消費税法により課税対象になっている料金についても、消費税率10%として計算することになりますのでお知らせします。

なお、出産にかかる料金、先進医療などの消費税法で非課税とされている料金については変更ありません。

何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

公立大学法人福島県立医科大学附属病院長